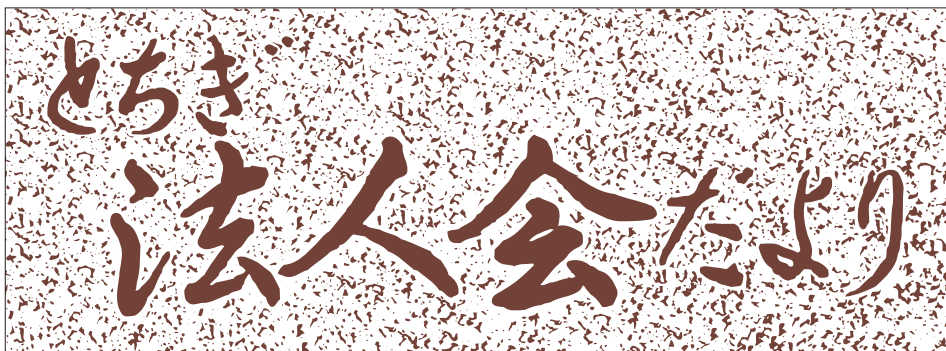




発行所 社団法人 栃木法人会
 発行人 会 長 白 澤 正 弘
 編 集 広報委員長 河 田 公 美

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46
 (栃木商工会議所会館4F)
 TEL (0282) 24-3500 FAX (0282) 24-3288



栃木市都賀町【つがの里の雪景色】 春には、しだれ桜・ソメイヨシノ・山桜・八重桜が咲きほこり多くの来園者を楽しませています。初春の雪景色も必見です。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

【e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!】

平成24年分は最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

新年の



社団法人栃木法人会

会 長 白 澤 正 弘

新年あけましておめでとうございます。

社団法人栃木法人会3800余名の会員の皆様には、ご家族と共に平成25年の新年を爽やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は役員、会員の皆様方の熱心な活動により地域社会に貢献する多くの事業が出来ましたことに感謝申し上げます。

さて、栃木法人会は昭和30年に設立し昭和62年に社団化をし、それから57年が経過しました。そして、いよいよ今年4月1日より公益社団法人として輝かしくスタート致します。この公益社団法人への移行に向けては数年に亘り各地区会の会長、移行準備委員会・各事務局の皆様、そして栃木税務署様のご指導と、多くの方々のご理解とご尽力があったればこそであります。心よりお礼申し上げます。

昨年の暮に安倍政権が復権し多くの国民が日本の再生に民主党でガッカリした分、より期待をしているところであります。しかしデフレから何時脱却するのか、景気回復のため

の財源は特に消費税増税を含む税制改正で中小企業の経営にどのような影響があるのか等、不安材料がいっぱいであります。

そこで法人会の理念である「税を中心とした公益的活動を行い地域社会、地域経済の発展を目指す、ひいては、このことが会員企業の業績向上に必ず繋がる」と確信をしております。この大きな節目の年にあたり会員の皆様と共に頑張って行きますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。



新年あけまして おめでとうございます



藤岡地区会長

田村副会長

景気は先行不透明ですが知恵を出し合いチャンスをつかんで行きたいと思っております。



大平地区会長

河田副会長

経済の成長と政治の安定



小山地区会長

金子副会長

公益化に相応しい会員数の確保と魅力ある活動展開の為、努めてまいります。



石橋地区会長

高山副会長

新生、公益社団法人栃木法人会の前進に、御支援御協力を！



下野地区会長

江田副会長

政権の枠組も決まり、経済の本格的回復を期待致します。

ご挨拶

栃 木 税 務 署 署 長 築 嶋 利 美



新年あけましておめでとうございます。

社団法人栃木法人会の皆様方におかれましては、ご家族の皆様お揃いで健やかに新たな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、白澤会長をはじめ皆様方には、税務行政に対し深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、栃木法人会におかれましては、日ごろより、広く一般に開かれた各種研修会や講演会の開催などをおして税知識の普及や地域社会の健全な発展に寄与されて来られたことに対し深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましても、法人会活動の重要性・公益性を認識し、相互の協力関係の強化に努めてまいりたいと考えております。

され、ギリシャ・スペインなどヨーロッパ諸国に端を発した不況は、わが国のみならず世界的に暗い影を落しておりますが、税務行政に携わる私どもといたしましては、本年1月に施行された調査の事前通知や理由附記の

実施といった改正国税通則法に適切に対処するなど、税務行政の透明性を確保し、説明責任を適切に果たしつつ、法令に定められた手続を遵守するなどして「適性かつ公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の使命を果たすことにより、皆様方の信頼を得られるよう努めて行く所存でございます。

まもなく確定申告の時期となりますが、法人税・消費税の申告のみならず、所得税・贈与税の申告などにつきましても、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を活用していただくなどによりe-Taxをご利用いただきますとともに、納付につきましてもダイレクト納付をご利用いただくなどe-Taxの更なる利用促進並びに定着につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、社団法人栃木法人会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



菅野副会長

厳しい時代の変化に対応、地域社会の貢献活動

壬生地区会長



小倉副会長

激変の中、進路を見定め、勇気をもって決断。変化の中に商機有り。

岩舟地区会長



針谷副会長

体が資本、健康を保ちこの一年を乗り切ろう！

野木地区会長



野原副会長

辰から巳へ、社団から公益へ、今年もがんばるべー！

都賀地区会長



川上副会長

私は、私と私の環境である。そしてもし、この環境を救わないなら、私も救えない。

西方地区会長



青木副会長

「気がつけば、すでに10年加入勸奨」今年も頑張ります。

栃木地区副会長

平成24年度 納税表彰式 挙行

法人会長表彰：12名を表彰



社団法人 栃木法人会会長表彰

平成24年度納税表彰式は、去る11月15日(休)午後2時30分より、納税表彰式協議会の主催で、栃木商工会議所大ホールにおいて挙行された。

表彰式は、先に租税教育推進小学校への栃木税務署長感謝状の贈呈をはじめ、中学生の「税についての作文」や「税に関する高校生の作文」の入賞者への賞状授与ならびに優秀賞作文の朗読が行われた。

続いて、栃木税務署長表彰はじめ栃木税務署納税推進協議会構成員の税務4団体による会長表彰が行われた。

社団法人栃木法人会関係者で、栄えある表彰を受けられた方々は、次の皆様です。



栃木税務署長表彰

栃木税務署長表彰（敬称略・順不同）

- ①常任理事 内堀俊幸
- ②常任理事 土屋祐子
- ③理 事 石田陽一

社団法人 栃木法人会会長表彰

- ①理 事 高田 弘
- ②女性部会幹事 坂齋知恵子
- ③女性部会幹事 早乙女かず子
- ④理 事 小松延行
- ⑤理 事 茂呂 章
- ⑥小山地区会常任理事 加藤 隆
- ⑦小山地区会常任理事 荻原孝志
- ⑧藤岡地区会理事 田口吉作
- ⑨石橋地区会理事 廣瀬重智
- ⑩大平地区会理事 栗田達也
- ⑪下野地区会理事 牧野喜代志
- ⑫野木地区会 小栗 仁

税務署からのお知らせ

平成24年分 確定申告 所得税・贈与税 の申告及び納期限は 3月15日(金)まで
消費税 の申告及び納期限は 4月1日(月)まで

確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

開設期間

2月18日(月)～3月15日(金)

(土曜日・日曜日は除きます。)

受付期間

午前9時～午後4時

- ※ 栃木税務署では、上記開設期間中、申告相談を行っておりません。
- ※ 栃木商工会議所では、電話でのお問い合わせを受け付けておりません。
- ※ 同申告会場において2月18日(月)から3月12日(火)までの期間、関東信越税理士会栃木支部による無料相談を行っております。
- ※ 混雑が予想されますので、お車での来場はなるべくお控えください。

栃木税務署 栃木市本町17番7号 ☎0282 (22) 0885

公益化推進

特別研修会

終わる

公益法人の制度改革に伴い、新制度「公益社団法人」への移行を進めている当法人会では、公益目的事業の強化拡充に取り組んでおります。その一つである「特別研修会」を9月から11月にかけて9会場で開催、夫々の参加者から大変好評を得、成功裡に終了した。

経営者向け税務セミナー 「役員報酬の決め方・あなたの役員報酬は適正ですか？」では、業種別や法人の規模別の役員給与（財務省統計数値）を基に、比較しながら近年の役員給与の動向など、身近な事例を交えての講座でした。



都賀会場 9/26

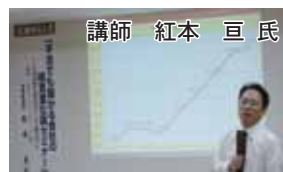


下野会場 9/26



藤岡会場 10/2

経営進化論セミナー 「不況でも儲かる会社の経営進化論セミナー」は、昨年、大変好評で再度の開催要望があり開催したものです。講師のNBCコンサルティング（株）の紅本氏は、「～人も会社も変化なくして進化なし～」を説き、中小企業の実態に即した実践的講座でした。



岩舟会場 10/12



壬生会場 10/12



栃木会場 10/16

経理担当者向け税務セミナー 「中小企業のための 知って得する 賢い税務知識の活用法」では、多岐にわたる税務の講座となったが、銀行が嫌う勘定科目「貸付金・仮払金・売掛金・棚卸資産」があり、これらの積極的な開示が求められる。など実務に即した講座でした。



栃木会場 11/5



小山会場 11/6



石橋会場 11/7

女性部会

租税教室を実施

女性部会では12月4日(火)栃木第四小学校にて租税教室の出前授業を行なった。対象は6年生で講師は栃木地区会の佐山和江さんが務めた。マグネット教材の使用、



DVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」の上映等で税金の大切さを学んでもらった。最後に、一億円のレプリカを見せ、触れてもらった時には歓声が上がると、初の試みであったが、スムーズに進み、良い雰囲気での授業は終了した。学校の先生方も大変協力的でありました。



去る12月6日栃木市のサンプラザにおいて開催した。

講師にユーモアセラピストの米津さち子氏を招き、終始笑いが絶えない講演となりました。「笑顔コミュニケーションで笑売繁盛」をテーマにし、笑いがもつ「人間関係の円滑化」や「心身の健康作り」を説き、笑いで特に強化を要する顔の筋肉(大頬骨筋・口角挙筋)の割り箸を使っての強化方法を全員で体験をしたり、パーとチョキしか出さない「セブンじゃんけん」や「お笑い作文ゲーム」を小グループで行うなど非常に好評なセミナーとなりました。もう一つ「ウィスキー」と声を発することが良いとのこと！

女性セミナーを開催



青年部会

タブレット端末活用セミナーのご案内

青年部会主催による、すぐに役立つ！T端末活用講座を事例をまじえながら、次の通り開催いたしますので、ふるってご参加ください。

スマホやタブレットの上手な活用方法！

講師：城田磨里子氏 ●システムコンサルタント・情報処理論の講師

- 開催日時：平成25年2月15日(金)午後6時～午後8時30分
- 会場：サンプラザ(栃木市片柳町2-2-2 電話：0282-23-5711)
- 参加費：会員及び青年部会員 無料：非会員 3,000 円
- 定員：50名(先着順)
- 主催：(社)栃木法人会 青年部会
- お問合せ：TEL. 0282-24-3500 FAX. 0282-24-3288

お使いのiPhone
もしくは
Androidを
お持ち下さい。



各 地 区 会 活 動

(平成24年10月～12月)

栃 木 税務研修会を開催 新春講演会決まる

税務研修会は、税制委員会の企画で、12月4日『税務調査対応セミナー』として開催した。元国税調査官・税理士の松本俊樹氏を講師として招き、「いざ」というときに慌てないポイントを習得した有意義な研修会となった。



新春講演会は、事業委員会の企画で、下記のとおり開催することとなった。

多くの会員の皆様のご参加をお待ちいたしております。

日時 平成25年 1月22日(火)

14時30分開会

会場 サンプラザ

講演 第一部「年頭雑感」

栃木税務署副署長

北條 進午氏

第二部「混迷する政治の舞台裏」

政治ジャーナリスト 末延 吉正氏



末延 吉正氏

小 山 経済講演会を開催



小山地区会では、この度エコノミストとして著名な浜矩子氏を招き「これからどうな

る!?グローバル経済と日本」と題し、経済講演会を実施した。一つの地球にたくさんの国がある事で起きるグローバル経済の問題点、今後の日本経済の動向を予想すると共に、総選挙でも度々争点とされるTPPに関してその本質にも触れるなど、独自の観点から歯切れの良い口調で日本経済について語られました。

藤 岡 視察研修会を実施



藤岡地区会では、11月28日に「東京スカイツリーと築地場外市場」を中心に視察研修会を実施しました。築地場外市場の他に、浅草寺・仲見世を散策した後、スカイツリーに上り、東京の景色を満喫しました。当日は生憎の天気でしたが、眼下に見る東京の町並みは素晴らしく、感激しながら、和気藹々と参加者の交流を深めることが出来ました。

石 橋 「小学生の税に関する標語」優秀作品を表彰



平成24年度の地区内小学6年生を対象とした「税の標語」は、10月11日の審査会を経て11月9日に表彰式を行いました。

今回は地区内小学校4校対象者100%の応募があり、「税」に関して各家庭での関心が深

いことがうかがえます。

今回から設けられた「栃木法人会長賞」を含めた14作品が厳選され、地区内の各所に貼り出されて人々の興味を引いておりました。

(入賞作品は12ページをご覧ください。)

大 平 ボウリング大会 } を開催 ゴルフコンペ



毎年恒例の会員交流事業として、11月7日に「法人会・工業会交流親睦ボウリング大会」、12月5日に、「法人会・工業会・建築業組合合同ゴルフコンペ」を開催した。この日ばかりは、上司も部下も関係なく、参加者は和気あいあいとプレーに興じていた。従業員同士だけでなく、異業種との交流もあり互いに親睦を深める事業となった。



下 野 労務セミナー } を開催 税務研修会

11月8日(木)、下野地区会では「雇用助成金の活用と経営者を守る労働法研修」と題し、(株)TMC経済支援センター・代表取締役会長岡部正治氏を招いて労務セミナーを行った。

制度助成金の活用事例や法令から学ぶ経営者の管理等を焦点に実施した。

また12月7日(金)には、税理士・松本俊樹氏を迎え税務研修を行った。

決算の数字と税務調査関係等、事例を交えてわかりやすく解説していただき、有意義な研修会であった。

壬 生

税務税制事業の拡充 産業まつりに参加

去る11月3日(土)壬生町総合産業まつりにて法人会として初めて参加し、納税意識の高揚に関する活動を実施しました。



菅野会長はじめ役員の皆様は、来場者に、税金に関する漫画本や下敷きなどを配布し、税金の使われ方などをPRしました。



また、11月26日(月)壬生町商工会館において、松本俊樹税理士を講師に迎え、「税務の知って得する対策セミナー」を実施しました。今回は、役員報酬に関するものをテーマに取り上げ、わかりやすく解説頂き、聴けば得をする内容で大変好評でした。

今後も、このようなセミナーを実施してまいりますので、皆様ぜひご出席ください。

岩 舟

震災地復興視察



震災地復興応援を目的に、岩舟地区会女性部20名が、11月14日に福島県に行って来ました。瓦礫の山を目の当たりにして、皆、昨年の東日本大震災の被害の大きさに心が痛みまし

た。女性として出来ることは「お金を落とす」ことと考え、地元産の美味しいお料理を堪能し、どっさりのお土産を買って家路に着きました。

野 木

造幣局を視察



野木地区会では12月6日に日帰り視察研修会を開催し、東池袋の造幣局を視察致しました。勲章の製造や貨幣の製造工程等は大変興味深く、改めて日本の技術の高度さに感心致しました。

都 賀

福岡政行氏講演



都賀地区会では、平成24年11月26日（月）午後2時30分から都賀町商工会館において主催（社）栃木法人会都賀地区会、共催西方地区会・都賀町商工会により「日本政局のシナリオと今後の日本経済」をテーマに、福岡政行氏を招き、講演会を開催した。タイミング的に解散総選挙と話題多き時期と重なり、会員・一般参加者を含め50名を越える参加者が来場した。講演の中で各党議席数・株価・裏話とここならではの秘話がかたられた。福岡氏の選挙予想的中なるか？参加者一同熱心に聴講した。

西 方

視察研修会を実施



西方地区会は11月16日（金）に視察研修会を開催し、地区会員9名が参加した。今回の視察研修では、横浜税関で貿易や通関について学習した後、復元されたばかりの東京駅丸の内駅舎を見学した。天候にも恵まれ、見聞を広めるだけでなく会員の交流の親睦が深められるなど有意義な一日となった。

無料
公開

インターネット
セミナーのご案内

新セミナー
続々掲載

動画と音声による本格的なセミナー

弁護士だから分かる
企業倒産の兆候

弁護士 加藤 美香保



最新心理学から学ぶ
企業の生き残り戦略

EAP総研（株）代表取締役社長 川西 由美子



「思いやり」という
世界で一番のサービス

アークアカデミー代表 橋本 絵里子



オフィスでできる！
簡単エクササイズ

ダンスアーティスト 板倉 リサ



- 勝ち残れるぞ！日本の中小企業
- 自分の仕事にあったスマートフォン選び
- 税務調査のポイント解説
- プレゼン・パワーポイントテクニック。完全解説セミナー
- 世界経済の行方・日本経済への影響
- クルマを売りたいなら、クルマの話はやめなさい！

など、180以上のセミナーがご覧いただけます。



栃木法人会

検索

で検索いただけます

会員ID: 0707

パスワード: 3500

（栃木法人会ホームページよりアクセスして下さい。）

税務署からのワンポイント

●●●●●●●●●● 定率法の償却率等の見直し等 ●●●●●●●●●●

制度の概要

定率法は、減価償却資産の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却の額で損金の額に算入された累積額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じ定額法の償却率を2.5倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「250%定率法」といいます。）を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却を行う方法です（旧法令48の2①二ロ、旧耐用年数省令別表第八）。

上記により計算した償却限度額（調整前償却額）が当該資産の取得価額に耐用年数に応じて定められた「保証率」を乗じて計算した「償却保証額」に満たないこととなる場合には、その満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（改定取得価額）に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じて定められた「改定償却率」を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として、残存簿価1円となるまで償却を行います（旧法令48の2①二ロ、旧耐用年数省令別表第八）

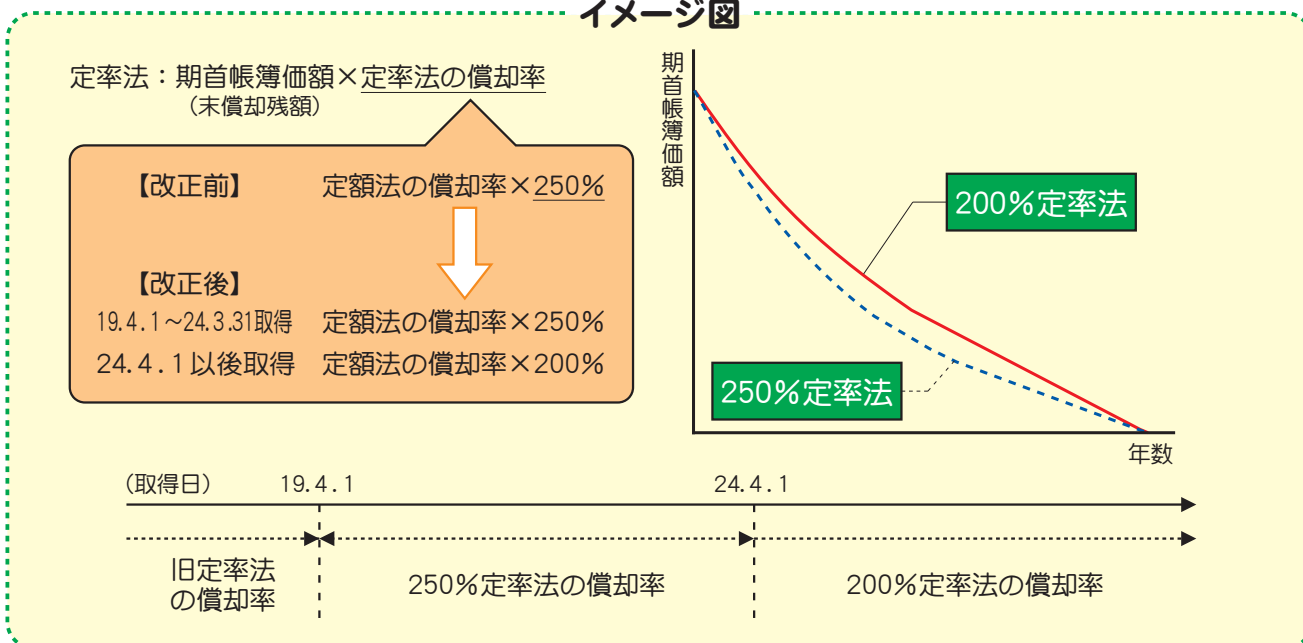
改正の内容

（1）200%定率法の導入

定率法の償却率が見直され、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産に適用される定率法の償却率が、定額法の償却率を2倍した償却率（以下この償却率による償却方法を「200%定率法」といいます。）に引き下げられました（法令48の2①二ロ、耐用年数省令別表第十）。

また、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産に適用される「保証率」及び「改定償却率」についても、200%定率法の「償却率」の改正に合わせて見直されました（耐用年数省令別表第十）。

イメージ図

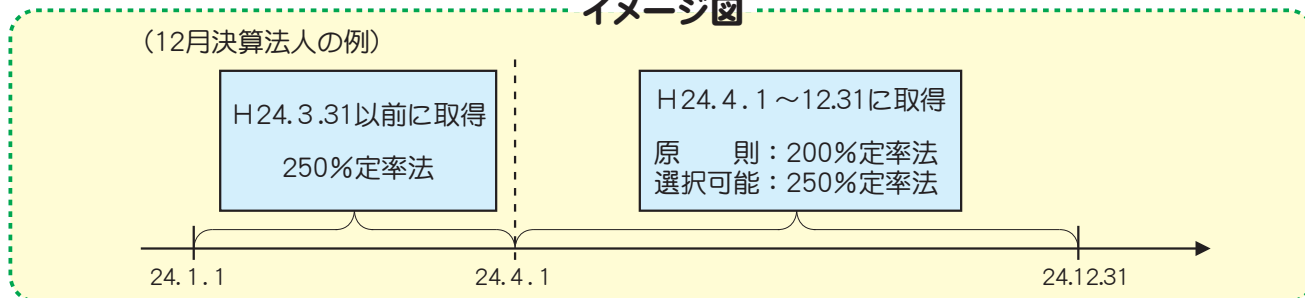


（2）改正事業年度の平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の250%定率法の適用

平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（「改正事業年度」といいます。）においてその有する減価償却資産の償却方法として定率法を選定している法人が、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産を取得する場合には、その減価償却資産を平成24年3月31日以前に取得されたものとみなして、250%定率法により償却することができます。

(改正法令附則 3 ②)

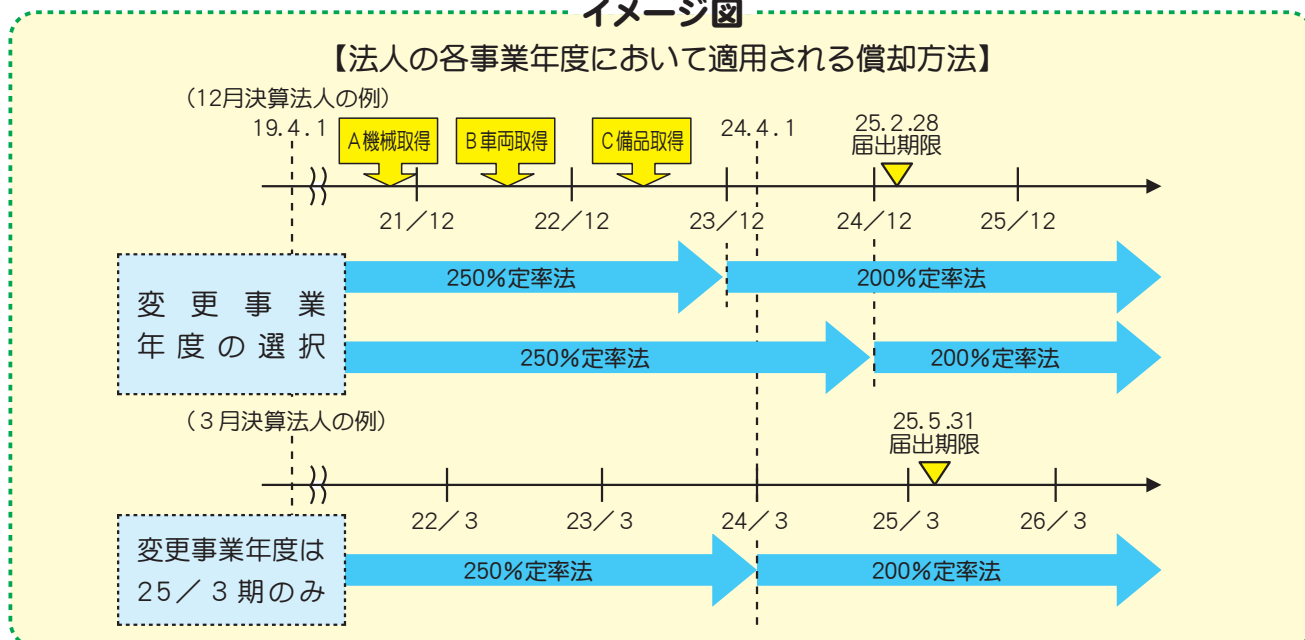
イメージ図



(3) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の200%定率法の適用

法人が平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産につき250%定率法を選定している場合において、平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに一定の事項を記載した届出書を所轄税務署長に提出したときには、その届出による法人の選択により、改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度のいずれかの事業年度（以下「変更事業年度」といいます。）以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その減価償却資産の全てを平成24年4月1日以後に取得をされたものとみなして200%定率法により償却することができます。（改正法令附則 3 ③）

イメージ図



この特例の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、その減価償却資産の法定耐用年数及び未償却割合に対応する改正耐用年数省令附則別表（経過年数表）に定める経過年数を、その減価償却資産の法定耐用年数から控除した年数によることとされています。（改正耐用年数省令附則②）

(算 式)

$$200\%定率法の特例の適用を受ける減価償却資産の耐用年数 = \text{減価償却資産の法定耐用年数} - \left[\text{法定耐用年数及び未償却割合を改正耐用年数省令附則別表(経過年数表)に当てはめて求めた経過年数} \right]$$

また、この耐用年数により償却保証額を計算する場合の減価償却資産の取得価額は、その減価償却資産の取得価額から変更事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額を控除した金額となります（改正耐用年数省令附則③）。

詳しくは、国税庁ホームページの「平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」を御参照ください。

中学生の「税についての作文」

栃木納税貯蓄組合連合会募集事業

小学生の「税に関する標語」

(社)栃木法人会石橋地区会募集事業

応募作品の中から1点に栃木法人会長賞を贈る

栃木法人会長賞

「日本と税と人」 栃木市立藤岡第二中学校 3年 坂 本 真 律

私は、日本国民の一人として生活しています。私の父は会社員であり母と祖父母は自営業を営んでいます。両親たちは、私を養っているほかに必ず国に納めているものがあります。それは税金です。

私はまだ中学生なのでどんな税を納めているのか詳しいことはわからないので母に質問してみました。すると母はさまざまな税について話してくれました。母の話聞いた後に私は、「税金は何に使われているの」と質問しました。母は、私が使っている教科書や通っている学校などさまざまなものに使われていると話してくれました。私は何か特別なものに使っていないかなと思っていますと母は私に「川へ行ってきなさい」といいました。

あいにくその日は、大雨の次の日で川の水が増えていました。でも堤防のおかげで水はあふれたりしては、いませんでした。この堤防も税金によって築かれたものです。すると橋の上に人影が見えました。誰なのかと思って向ってみるとそこには散歩をしていた祖父が川を見つめていました。

祖父は私にこんなことを話してくれました。祖父が子供の頃カスリーン台風という台風がきて川があふれてたくさんの人が亡くなったそうです。その数年後にこの堤防ができてから、川の水があふれることはなくなったそうです。

私は祖父の話聞いて税金はなくてはならないものだということがわかりました。

税金は、人と人との助け合いだと私は思います。国民の方々の一人一人の税金のおかげで私たちは学校に行くこともできるし、また地域の安全や国土の整備などもできます。その考えを実行する行政にも税金が使われています。税金がないと日本という国家は成り立ちません。

しかし世の中には助け合いをしようとせず自分の利益だけを考えていて税金を納めずに脱税をする人がいます。私はそのことに対してとても許せません。自分の利益だけを考えて脱税をするということは、自己中心的な行動をとっているのと同じようなもので、このままでは国のまとまりがなくなってしまう。そのことをふまえて私は将来をしっかりと考え、税を国家のために使っていただきたいです。

最後に最近よく消費税を増税するというニュースを耳にします。私たちの将来のためになるように増税が日本のいい利益となるようになってほしいと私は思います。これからの日本と税と人々を考えて政府の方々に頑張っていただきたいです。そして将来私達が日本を引張っていけるよう私達も努力していきたいです。

栃木法人会長賞

下野市立古山小学校 6年

『税金は 社会を作る 大事な土台』 梅 山 優 里



入賞された他の作品は次の13点です

下野市長賞

篠崎 天馬 石橋小学校 6年『消費税 ぼくにもできる 町づくり』

下野市教育長賞

篠原真奈美 古山小学校 6年『震災の ふっこう願って みんなで納税』

栃木法人会石橋地区会長賞

伊澤 慧 石橋小学校 6年『納税で 安心できる 世の中に』

横山 愛実 石橋小学校 6年『ありがとう ぼくの税金 大切に』

渡辺京太郎 石橋小学校 6年『税金で みんなの町を 住みやすく』

渡辺進太郎 石橋小学校 6年『納税は 明るい未来の 第一歩』

天内 千尋 古山小学校 6年『生活を 裏で支える 消費税』

中島 麻由 古山小学校 6年『支え合おう 私もいつかは 納税者』

西村 里穂 細谷小学校 6年『税金が 作る未来と 笑顔の社会』

根本 元太 細谷小学校 6年『みんなの 幸福 税金から』

青木 陽太 石橋北小学校 6年『納めよう 明るい未来 日本の絆』

伊藤 真琳 石橋北小学校 6年『納税で すてきな未来 豊かな幸せ』

内田 佳奈 石橋北小学校 6年『納めよう 医療や福祉に 役立つ税金』

エコライフ講座 第15回

「廃棄物について考えて見ましょう」

前回は自然に「循環型社会」が形成されていたかつての日本の姿を振り返ってみました。今回は日本全体の平均で、1人1日当たり約34.1kgの資源(年間約12.5t)を利用し、約12.5kgの廃棄物等(年間約4.6t)を排出しているとされる現代社会において、ゴミに埋もれてしまわないために何をなすべきかについて考えて見ましょう。

廃棄物は事業活動に伴って排出される産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に分類されます。一般廃棄物は更に事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分類されます。これらの詳細については説明を省略しますが、いずれの廃棄物についても共通して求められることはいわゆる3Rです。そもそも資源の消費や廃棄物の発生を抑制し(Reduce)、可能な限り再使用し(Reuse)、再資源化を行なう(Recycle)ことが重要です。なかでもリサイクルに関しては、「混ぜればゴミ、分ければ資源」という言葉に表わされるように非常に大切なこととなります。例えば、新聞紙や段ボール、缶類などそれだけをまとめれば立派な資源物となります。最近では一般廃棄物の処理責任を有する各市町村がかなり細かく分別区分を定めていますが、これを確実に守るといったごく当り前のことを積み重ねていくことが重要なのです。また、かつて主婦は買物の際に必ず買物かごを持っていたものですが、可能な限り使いまわしをすることも大切なことです。

「Can To Can」とはアルミ缶がまたアルミ缶に戻っていくようなサイクルを表現していますが、限りある資源を極限まで有効利用し、廃棄物の排出を抑制することが「循環型社会」構築の第一歩といえます。

[特定非営利活動法人 栃木県環境カウンセラー協会 渡邊 重宣]